

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和7年8月6日

評価者：市民文化局民間活用事業者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市アートセンター
施設所在地	川崎市麻生区万福寺6丁目7番1号
指定期間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日
業務の概要	1 アートセンター事業の実施に関する業務 2 施設の運営に関する業務、施設及び設備等の維持管理に関する業務 3 その他施設の管理運営のために必要な業務
指定管理者	名称：川崎市文化財団グループ 代表者：公益財団法人川崎市文化財団 理事長 中村 茂 住所：川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー5F 電話：044-272-7366 構成員：昭和音楽大学グループ 代表者 学校法人 東成学園（昭和音楽大学）理事長 下八川共祐 構成員 株式会社ブレルーディオ 代表取締役 黒田晋平 構成員：学校法人 神奈川映像学園（日本映画大学）理事長 富山省吾
所管課	市民文化局市民文化振興室 044-200-2433（内線：27741）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	1 事業の概要等について （1）小劇場 ・自ら企画・制作する主催公演を「しんゆりシアター」と名付け、リージョナルシアター（地域劇場）として、各種公演を実施した。 ・平成24年に立ち上げた市民公募の地域劇団「劇団わが町」では、川崎にちなんだ題材を取り上げたオリジナル作品などを毎年5回上演した。また、舞台芸術のワークショップを夏休みに開催し、青少年が舞台芸術に触れる機会を提供した。 ・市内外を問わず人々が気軽に芸術文化に親しめるよう、ジャズ音楽（年間5回）と寄席（年間5回）の定期公演を開催し、芸術文化の発信と鑑賞機会の提供に取り組んだ。 （2）映像館 ・映像館では、1日平均4.5回の上映を行った。 ・上映映画に関連し、映画監督や出演者などを招き、トークや舞台挨拶を開催し、映画に対する理解や興味を深める機会を提供した。 ・副音声イヤホンガイド付き上映や聴覚障がい者用日本語字幕付き上映、保育付き上映などバリアフリー上映を実施した。 ・小中学生を対象に、春休み・夏休みに映画やアニメなどの素材を活かしたワークショップを開催し、青少年の芸術文化に対する関心を高める事業を実施した。 （3）市が指定する特定の事業に関すること ・「KAWASAKI しんゆり映画祭」では、会場提供のほか、研修の実施や音響等の技術協力をを行い、共催者として開催を支援した。

- ・新百合ヶ丘駅周辺の文化芸術施設や団体が協働して開催する芸術イベント、「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカ・しんゆり）」では事務局を担い、地域と連携した芸術のまちづくりを推進した。
- ・「アートボランティア育成事業」について、令和４年度までは「芸術によるまちづくり・かわさき実行委員会」の事務局として「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）発アート講座」を開催し、演劇、音楽、映画、古典芸能など多彩なプログラムを実施した。令和５年度からは、直営事業として「つながる×つなげる～芸術＋ひと＋まち」プログラムに改編し、舞台や映画への知識を深めスキルアップにつながる講座を実施し、ボランティアの育成に取り組んだ。

2 利用実績について

(1) 小劇場（席数 195 席）

ア 小劇場公演等回数・入場者数

令和４年度	令和５年度	令和６年度
179 回 17,457 人	189 回 22,204 人	172 回 20,464 人

※主催・共催・提携事業、貸館事業での公演等回数。

イ 小劇場日数別利用率

令和４年度	令和５年度	令和６年度
69.7%	67.5 %	65.7%

※前記アの公演等のほか準備等も含んだ小劇場の利用率。

(2) 映像館（席数 113 席）

ア 映像館上映等回数・入場者数

令和４年度	令和５年度	令和６年度
1,448 回 41,023 人	1,510 回 45,826 人	1,426 回 44,567 人

※主催・共催事業、貸館事業での公演等回数。

イ 映像館日数別利用率

令和４年度	令和５年度	令和６年度
92.2%	93.1%	92.8%

ウ 映像館トーク等事業実施回数・入場者数（共催のしんゆり映画祭を除く）

令和４年度	令和５年度	令和６年度
26 回 1,230 人	36 回 1,751 人	34 回 1,965 人

※前記アの内数。

エ バリアフリー上映回数

令和４年度	令和５年度	令和６年度
27 回	26 回	47 回

※前記アの内数。

オ アルテリオ・シネマ会員数（年度末（３月３１日）時点）

令和４年度	令和５年度	令和６年度
1,437 人	1,520 人	1,526 人

(3) その他の施設

ア 録音室の利用数及び利用率（１日３区分別）

令和４年度	令和５年度	令和６年度
225 回 21.6%	253 回 24.2%	292 回 28.0%

イ 映像編集室の利用数及び利用率（１日３区分別）

令和４年度	令和５年度	令和６年度
0 回 0%	0 回 0%	0 回 0%

ウ 楽屋利用率（1日3区分別）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
670回 64.4%	660回 63.2%	620回 59.6%

エ 工房利用率（1日3区分別）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
628回 60.3%	666回 63.8%	633回 60.8%

オ 研修室利用率（1日3区分別）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
470回 45.1%	491回 47.0%	484回 46.5%

（4）特定事業

ア KAWASAKI しんゆり映画祭 上映回数・入場者数

令和4年度 (5日間)	令和5年度 (6日間)	令和6年度 (7日間)
25回 1,574人	24回 1,696人	28回 1,946人

イ 川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）演目・公演数、来場者総数※
※公演以外の屋外イベント等の入場者数も含む

令和4年度 (29日間)	令和5年度 (29日間)	令和6年度 (39日間)
31 演目・41 公演 18,946人	32 演目・50 公演 19,918人	41 演目・59 公演 20,074人

ウ アート講座 延べ受講者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,720人	325人	107人

3 評価について

（1）小劇場関係

公演1回あたりの入場者数は、令和4年度97.5人、令和5年度117.5人、令和6年度118.9人となるが、公演内容によって、観客も舞台上がって作品を楽しむ乳幼児向けの公演では座席数を60席と限定するなど、座席数には変動がある。主催事業の公演の座席数に対する入場者の割合を見ると、令和4年度70.3%、令和5年度81.3%、令和6年度80.7%と、概ね7～8割の入場率となっている。

個別の公演について、市民参加の「劇団わが町」による活動は、小学生から高齢者までの参加者が舞台で演じるだけでなく、ワークショップへの参加や脚本制作、広報や選曲、舞台進行にも挑戦するなど、舞台への理解を深める取組を進め、年々工夫を重ねている。

令和4年度のしんゆりシアター「人間ざらい」は、主催事業として初めて公共放送の収録が決定し、多くの演劇ファンに作品を届けるとともに劇場の周知にもつながった。

夏休みの舞台芸術に関するワークショップ開催や、海外児童演劇を招聘し、ノンバーバルな舞台芸術を提供することで、子どもも大人も楽しめる企画を創出した。

また、ジャズ音楽（年5回）と寄席（年5回）の公演が定期的かつ継続的に開催されており、年間パスポートを発行しリピーターの増加を目指す取組を行うなど、集客に努め、市内外を問わず幅広い人々が気軽に芸術文化に親しめる鑑賞機会を提供した。年間パスポートの発行件数は、ジャズ音楽は令和4年度25件、令和5年度41件、令和6年度51件、寄席は令和4年度16件、令和5年度19件、令和6年度33件と着実に増え、定期的に劇場に足を運ぶ「顧客」を創り出すことにつながったと評価できる。

近隣の小中学校でのワークショップや、高校の演劇部を対象としたワークショップなど、地域に出向いて、若い世代に舞台芸術への興味・関心を高める機会を提供するアウトリーチ活動も定着し、アートセンターの存在を地域に周知するとともに、コロナ禍に学生生活を送る青少年へコミュニティ参加の機会を創出した。また、令和 5 年度は市立小学校特別支援学級で鑑賞型アウトリーチを実施し、劇場に足を運ぶ機会の少ない児童に対し、慣れ親しんだ教室空間でリラックスして鑑賞する機会を提供した。

これらの取組の結果、多くの良質な公演、舞台芸術プログラムをアートセンターから発信できたものと評価できる。

また、利用者アンケート等で要望の高かった小劇場主催公演のチケットレスを令和 5 年 6 月に導入し、利用者の利便性向上につながった。

(2) 映像館関係

月曜の休映日、点検日、休館日を除くほぼ毎日、新作・名画・秀作の作品を中心に上映した。主催事業の上映事業について座席数 113 席に対する入場者数の割合を見ると、令和 4 年度 24.7%、令和 5 年度 26.6%、令和 6 年度 26.9%と 3 割に満たない。

令和 4 年度に、アートセンター開館 15 周年記念事業として、1936 年のフランス映画『どん底 4Kレストア版』の上映権を購入し、アートセンターで上映したほか、全国のミニシアターに働きかけ、令和 5 年度 20 館、令和 6 年度 2 館の上映につながった。上映権購入等開催経費 2,847,157 円に対し、興行収益や物販収益が令和 4 年度 776,200 円、令和 5 年度 1,316,631 円、令和 6 年度 66,000 円と、トータルで支出が上回っているが、アートセンターからの発信により全国の多くの観客に作品を届けることができた。

地域にゆかりのある作品を取り上げて上映しており、令和 5 年度は多摩区在住だった映画監督岡本喜八氏の生誕 100 周年を記念して毎月 1 回の上映会とトークイベントを開催するなど、市民が芸術文化の制作者等と交流する機会を提供した。

副音声イヤホンガイド付き上映や聴覚障がい者用日本語字幕付き上映などのバリアフリー上映や、保育付き上映を実施し、幅広い市民が鑑賞できる機会を提供している。副音声イヤホンガイドは、地元の NPO 法人 KAWASAKI アーツに委託し、NPO のボランティアがアートセンターの録音室で制作し、上映時には、新百合ヶ丘駅からアートセンターまでの送迎もボランティアが担うなど、地域団体と連携した地域特性を活かした取組となっている。

指定管理者の構成員である日本映画大学との連携による学生の上映企画の開催なども、特性を生かした取組として評価できる。

また、夏休み・春休みの小学生を対象とした映画やアニメーションのワークショップや、中高生向きの映画鑑賞企画「放課後シアター」などを通し、青少年に映画やアートセンターを身近に感じる機会を設けていることは評価できる。

こうした取組の結果、アートセンターから多くの良質な映画・映像プログラムの提供ができたものと評価できる。

サービス向上の取組として、利用者アンケート等で要望の高かった、映像館チケットの事前予約制、オンライン販売を令和 6 年 3 月に導入し、自由席・整理券による入場から全席指定席制に併せて変更することにより、利便性が高まった。

映像館の鑑賞料金について、令和 6 年度に他施設の状況や料金変動による収支への影響等を分析し、令和 7 年 4 月から、一般料金、会員料金を 200 円値上げして 2,000 円に、一方でこれからの映画ファンを増やすため学生料金を 400 円値下げして 1,000 円にする改定案を取りまとめた。同時に、アルテリオシネマ会員の年会費について、郵送料の上昇等により 500 円値上げして 1,500 円とするなど、民間ならではのノウハウを生かし、柔

		軟な対応を図った。 (3) 市が指定する特定の事業に関すること KAWASAKI しんゆり映画祭（NPO 法人 KAWASAKI アーツ主催）ではメイン会場として会場の提供を行うほか、主催者と連携して、映画祭ボランティアへの研修や、上映素材のチェックなどの事前準備から映画祭中も協働して運営を行うなど、支援した。 川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり実行委員会主催）ではゴールデンウィーク期間を中心に演劇、音楽、古典芸能など多彩なジャンルを網羅する 40 を超える公演を統括するイベントの事務局を担った。運営にあたってはボランティアが広報活動や公演の受付、会場案内などに従事し、令和 6 年度では延べ 870 人ものボランティアが活動した。また、アウトリーチとして、緑地や商業施設など地域でコンサートを行ったほか、新百合ヶ丘駅ペデストリアンデッキで開催される「しんゆりマルシェ」に参加するなど、地域の文化芸術のネットワーク拠点としての役割を果たしたと評価できる。 ボランティアの発掘と育成を目的とした「アート講座」は、令和 4 年度までは「芸術によるまちづくり・かわさき実行委員会」の事務局として「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）発アート講座」を開催していたが、令和 5 年度から直営事業として改編した。舞台や映画など幅広い芸術文化への知識を深めスキルアップにつながるようプログラムを企画しているが、参加人数は令和 4 年度の 1,720 人に対し、令和 5 年度 325 人、令和 6 年度 107 人と減少している。 (4) その他の施設関係 小劇場、映像館以外の施設について、録音室の利用率は 2～3 割、楽屋、工房、研修室の利用率は 4～6 割であり、映像編集室については令和 4 年度から 6 年度まで利用実績がない。 オープンスペースであるコラボレーションスペースでは、主催事業であるワークショップ、映画上映に関連したトークイベントやサイン会などの実施のほか、小劇場や映像館の貸館団体によるトークイベントや展示、日本映画大学や昭和音楽大学の公開講座などを行い、交流の場として活用した。令和 6 年 7 月からは、地域の NPO 法人と連携し、NPO 法人が毎週月曜日にコンシェルジュを配置し、文化・芸術に関わる相談等を行っている。 (5) 施設の運営、設備等の維持・管理に関する業務 必要最低限の設備の保守・管理にとどまらず、バリアフリー推進のため、病気や高齢等により尿漏れパッドを使用する男性のお客様のサービス向上に向け、男性用トイレにもサニタリーボックスを設置したほか、聴覚障害者への対応として遠隔手話通訳、筆談、音声認識ができ、併せて多言語対応が可能となるタブレット端末を受付に配置した。また、雨漏りの発生時には、迅速に本市に報告するとともに、建築施工会社へ連絡し、原因の特定に努め、維持管理を適正に行った。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	アートセンターは、アートセンター条例第 1 条にあるとおり、芸術文化の創造、発信、及び交流を促進するとともに、芸術文化の鑑賞の機会を提供し、もって市民の芸術文化の発展に寄与することを目的として設置した芸術文化施設であり、運営方針として、第 1 に「新しい芸術文化を創り発信する（創る）」こと、第 2 に「芸術文化の担い手を育てる（育てる）」こと、第 3 に「市民が質の高い芸術文化を楽しむ（楽しむ）」こと、第 4 に「ネットワーク型アートセンターコアとして芸術のまちづくりをリードする（ネットワークする）」こと、第 5 に「効果的・効率的運営をして、持続させる（効果的運営）」ことを掲げており、この運営方針ごとに達成度を判断する。 第 1 の（創る）については、主催公演では、演劇、ミュージカルを企画するほか、市民参加

		型の劇団「わが町」では川崎にちなんだ題材を取り上げた公演を企画するとともに、小劇場と映像館の複合施設という特色を生かしたコラボ企画を実施するなど、アートセンターから新しい舞台芸術の創造・発信を促進した。 第2の（育てる）については、上記の「劇団わが町」で青少年も含む市民の劇団への参加や、小劇場・映像館で夏休み・春休みに小中学生を対象としたワークショップ等を開催し、青少年が舞台芸術・映像芸術に触れ、芸術文化に関心を持ち、興味を持続させるプログラムを実施したことで、青少年の芸術文化に対する感性や創造性の育成に寄与した。また、川崎・しんゆり芸術祭のほか、アートセンター主催事業でもボランティアが公演の受付、案内等を担い、KAWASAKI しんゆり映画祭で副音声ガイドなどを製作する NPO 法人がバリアフリー上映時に視覚障がい者の送迎に参画するなど、芸術のまちづくりを支える人材育成を広げている。 第3の（楽しむ）については、小劇場でのジャズ音楽や寄席の定期公演の実施、海外児童演劇、ベビースシアターなど多様な舞台芸術や、映像館での映画上映事業・トーク等事業・バリアフリー上映事業の実施にあたって、指定管理者の専門性を生かした様々な鑑賞事業が企画され、幅広い人々に鑑賞機会が提供された。 第4の（ネットワークする）については、「KAWASAKI しんゆり映画祭」ではメイン会場として映画祭事務局と連携し、「アルテリッカ・しんゆり」では事務局機能を担い、地域の文化芸術団体とのネットワークが形成されている。 第5の（効果的運営）については、地元の音楽大学、映画大学とともに、地域に根差した運営を行いながら、各事業においては上映作品の選定や劇場公演の調整など、それぞれの強みを活かした取組を行ったが、コロナ禍により入場者数が減少し、小劇場の入場者数はコロナ禍前の水準に追いついてきたものの、映像館の入場者数はコロナ禍前の水準まで回復していない状況である。収支状況については、国等への補助金申請などで自主財源確保に向けた取組を行ったが、補助金収入は減少している。また、物価や人件費の高騰による委託費の増、キャッシュレス決済による支払手数料の増等により、事業収支は令和5年度、6年度と赤字が生じている。 以上のことから、収支状況が厳しい中ではあるが、運営方針に沿った事業が実施されており、事業目的を概ね達成しているものと評価できる。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	利用者の安全・安心のため防災ワーキングを設置し、施設点検日に訓練するとともに、市の防災計画改定に合わせて令和6年度に危機管理マニュアルを更新し、所内で共有している。 個人情報の保護においても、適正な運用がされており、川崎市個人情報保護条例をはじめとする関係法令の遵守がなされているほか、SNS アカウントにおける情報発信を適切に行うため、令和6年度に「ソーシャルメディア運用ポリシー」「アカウント運用ルール」を策定し、所内で共有している。台風や大雨などの緊急時にも所管課や関係事業者への連絡など、迅速かつ的確な対応ができており、安全・安心に関する取組については、適正であると評価できる。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	小劇場の利用率は60%台であり、さらに利用を促進できる余地がある。今後は、周辺地域に限らず、市内の多様な文化芸術団体や大学との関係を積極的に築き、さらなる劇場の認知度向上と有効活用に取り組む必要がある。主催事業の公演やワークショップについては、各事業の収支状況も踏まえ、より幅広く多くの方に鑑賞、参加いただくとともに、持続可能なものとなるよう分析、検討が必要である。アウトリーチについては、公立学校も含め、多様な方に参加いただき、アートセンターの認知度向上や利用促進につながるような工夫が必要である。 映像館については、入場者数がコロナ禍前の水準に戻らないこと、また、座席数に対する入場者数の割合が3割に満たないことから、上映作品の選定について、複数の視点による検討や、子どもも含め多くの方が気軽に楽しめるような上映企画を行うなど、工夫が求められる。また、休映日である月曜日を活用した貸館事業、上映支援事業について、映像館の利用を促進

		できる余地がある。小劇場と同様に、市内の多様な文化芸術団体や大学との関係を築き、さらなる認知度向上と施設の有効活用に取り組む必要がある。 特定事業について、川崎・しんゆり芸術祭や KAWASAKI しんゆり映画祭は単なるイベント実施業務ではなく、芸術のまちづくりのコアとしてのアートセンターのネットワーク機能や地域の芸術家支援の取組であることから、地域の文化資源との連携をより一層緊密にしていく必要がある。また、アート講座は、令和 4 年度までは「芸術によるまちづくり・かわさき実行委員会」の事務局として「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）発アート講座」を開催していたことから特定事業としていたが、令和5年度からは、直営事業として改編し、アルテリッカしんゆりのボランティアにつながる人材の育成をメインにしていた令和 4 年度までと比較すると参加人数が減少している。アートセンターでもボランティアの活用が必要であることから、開催の目的を整理し、講座内容や広報を工夫するとともに、受講後に活動できる場への誘導も含め、見直す必要がある。 コラボレーションスペースについては、コンシェルジュやトークイベント、作品展示などで利用しているものの、利用日数は少なく、地域の文化芸術団体や大学との連携など、（創る）、（育てる）、（楽しむ）、（ネットワークする）といった運営方針に沿い、かつ、小劇場や映像館を含め施設の有効活用につながるような利用の促進を検討していく必要がある。 小劇場、映像館以外の施設について、録音室の利用率は 2～3 割、楽屋、工房、研修室の利用率は 4～6 割となっており、より多くの方に利用いただけるよう、ホームページで掲載するだけではなく、具体的な活用例をもとに関連団体に周知するなど、積極的な利用促進策が求められる。令和 4 年度から 6 年度まで利用実績のない映像編集室については、これまでの使用状況や社会環境の変化の分析を進め、より多くの方に利用いただくとともに、小劇場や映像館等施設の有効活用につながるよう、用途の変更を含め検討する必要がある。 今後も魅力ある施設運営を行うためには、利用者の満足度のアンケートと、その結果をフィードバックするサイクルの確立など、継続した利用者ニーズの把握と分析を行い、事業展開を図る必要がある。 また、効果的な運営を図るため、施設の有効活用に向けた貸館の営業や効果的な広報手法の活用など、民間のノウハウを生かした運営が求められる。
5	非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)	

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	指定管理者の各構成員（文化財団、昭和音楽大学、日本映画大学）が参加する毎月の連絡調整会議に所管課職員が出席し、各事業の進捗状況・結果、施設管理の状況等について情報共有を行った。併せてアートセンター館長、副館長等と毎月定例会を行い、モニタリングシートや事業報告書をもとに運営課題等について緊密な連携を図った。
2	制度活用による効果はあったか。	1 サービス面 指定管理者が持つ舞台芸術・映像芸術に対する専門的知識と事業実施に関するノウハウを活かした施設運営・事業展開が行われ、小劇場では寄席やジャズなどで年間パスポートや障がい者割引、シネマ会員割引、U25 料金などの柔軟なサービスを展開し、映像館では地域にゆかりのある作品の上映に取り組むなど、公の施設としての付加価値を高める取組を行った。また、特定事業である川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）、KAWASAKI しんゆり映画

祭、アート講座では、地域の民間団体とのネットワークを活用した運営ができた。

また、利用者アンケートで要望の高かった、小劇場主催公演のチケットレスを令和5年6月に導入し、映像館チケットの事前予約制・オンライン販売を令和6年3月に導入して自由席・整理券による入場から全席指定席制に併せて変更したほか、令和6年4月1日から、これまで小劇場と映像館が別のホームページとなっていたものを統合して全面リニューアルし、アクセシビリティの向上につながった。

令和5年度にしんゆりチケットセンターを開設し、主催公演のチケット販売のほか、川崎・しんゆり芸術祭のチケット販売を受託し、窓口における販売時間の拡大や、ホームページからのチケット購入を容易にするなどの改善を図り、事務の効率化にもつながった。

一方で、小劇場と映像館の合計入場者数は、第3期の平均である年間 66,980 人から、第4期3年の平均で 63,847 人と、減少している。個別にみると、小劇場の入場者数は第3期平均が年間 17,056 人、第4期平均が 20,042 人に対し、映像館の入場者数は第3期平均が年間 49,924 人、第4期平均が 43,805 人と、映像館の入場者数がコロナ禍前の水準に回復していない。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	第3期平均	R4	R5	R6	第4期平均
小劇場	22,698	23,311	21,518	4,127	13,626	17,056	17,457	22,204	20,464	20,042
映像館	62,775	61,157	58,837	30,347	36,503	49,924	41,023	45,826	44,567	43,805
合計(人)	85,473	84,468	80,355	34,474	50,129	66,980	58,480	68,030	65,031	63,847

2 コスト面

第3期の指定管理料の平均 154,056 千円に対して、今期の指定管理料の年平均額は 170,529 千円と 16,473 千円増額となっている。これは、人件費の上昇による給与費等の人件費及び業務分担金の増などが主な理由である。

支出では、インボイス制度導入に係る経費の増、キャッシュレス決済導入による支払手数料の増など社会環境の変化による経費の増大に対して、その他の経費を削減して柔軟に対応することで、仕様書で定める業務内容を遂行することができた。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	第3期の平均	R4	R5	R6	第4期平均
指定管理料a(千円)	156,577	154,511	154,031	153,524	151,636	154,056	169,638	169,474	172,475	170,529
その他収入b(千円)	97,011	107,470	93,324	68,135	78,019	88,792	91,383	92,681	86,561	90,208
支出c(千円)	267,916	252,894	248,237	227,066	237,404	246,703	258,078	268,342	274,287	266,902
収支差額 (a+b-c)	-14,328	9,087	-882	-5,407	-7,749	-3,856	2,943	-6,187	-15,251	-6,165
入場者数d(人)	85,473	84,468	80,355	34,474	50,129	66,980	58,480	68,030	65,031	63,847
支出e/d(円)	3,135	2,994	3,089	6,587	4,736	4,108	4,413	3,944	4,218	4,192

3

当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか

小劇場においては、公演、ワークショップ、アウトリーチ等の各事業について、より多くの市民に文化芸術に触れる機会を提供できるよう、プログラムや対象などを見直すとともに、事業ごとの収支を含め持続可能な運営が求められる。

映像館においては、コロナ禍を経て、動画配信サービス等多様な視聴手段が普及した影響もあり、入場者数がコロナ禍前の水準に回復していないことから、上映作品の選定について、複数の視点による検討や、子どもも含め多くの方が気軽に楽しめるような上映企画を行うなど、工夫が求められる。

また、小劇場、映像館だけでなく、それ以外の諸室についても、新百合ヶ丘駅周辺にとどまらず、多様な文化芸術団体、大学との関係を築き、施設の有効活用につなげるよう積極的に取り組む必要がある。利用実績のない映像編集室については、これまでの利用実績や社会環境の変化の分析を進め、より多くの方に利用いただくとともに、小劇場や映像館等施設の有効活用を含めアートセンターとの連携につなげるよう、用途の変更を含め検討する必要がある。

		開館から 17 年が経過し、施設等の老朽化が進み耐用年数を迎える設備も多いことから、施設・設備の状況を的確に把握し、修繕等について、計画的に進める必要がある。 セットバック空地内に設置されているガス灯、植栽、平板、U字溝、車止め等について、管理を担ってきた新百合山手街管理組合が令和 9 年 2 月に解散することから、これらの工作物の管理をアートセンターで引き継ぐ必要があるため、管理に係る経費の担保が求められる。 入場者数が伸びない状況については、より多くの方に文化芸術に親しむ機会を提供できるよう、アートセンターの基本理念等に沿って小劇場や映像館の企画内容を工夫することにより、まずはその確実な増加に努め、入場料収入を確保する必要がある。これに加え、柔軟な料金設定や施設使用料収入等を増やすための貸館利用の営業など民間ならではのノウハウを生かして収入増加に向けて取り組む必要がある。また、インボイス制度導入や、キャッシュレス決済導入及び利用比率の増加等、社会環境の変化に応じた必要経費を担保する必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	アートセンターは、開館当初から指定管理者制度を導入し、民間ノウハウを活用した効果的・効率的な管理運営を行っている。事業の展開には、舞台芸術・映像芸術に関する専門的な知識・経験や、専門性の高い施設の運営に関するノウハウが欠かせないことから、今後も指定管理者制度を活用した施設運営が効果的な手法といえる。

4. 今後の事業運営方針について

アートセンターについては、平成 19 年度の開館から 17 年が経過するが、民間事業者ならではの専門的かつ効果的・効率的な管理運営が継続して行われていることから、引き続き指定管理者制度の活用による施設の管理運営を行うことが望ましい。 アートセンターで実施する演劇などの公演事業は、最低でも 1 年の準備期間が必要であり、特に主催公演については制作に関して脚本、演出、美術、音楽、照明、音響、衣装、出演者等、それぞれの担当者、関係者との調整を重ねている。また、貸館として小劇場を舞台芸術等の公演のため利用する場合についても 16 カ月前から利用予約を受け付け、公演実施日までの間、施設利用に関する相談や調整を行っている。さらに、特定事業である「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」事業の事業計画の立案及び実行委員会における調整業務・事務局業務等は、周辺の芸術文化施設と連携し、地域のネットワークをはかる必要があり、事業実施の 1 年前から開始されている。アートセンターで芸術文化を創造・発信するとともに、芸術文化の拠点としてマネジメント機能を果たし円滑に業務を進めるためには、引継ぎ期間を 1 年と設定する必要がある。 また、これからもアートセンターの運営方針である「創る」「育てる」「楽しむ」「ネットワークする」「効果的運営」に沿って、芸術文化の創造・発信・交流を促進し、より多くの方に利用していただく施設とするため、専門的かつ実効性のある人員体制を確保したうえで、民間のノウハウを活用し、効果的・効率的な管理運営を継続して行っていく。
--